

生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより すてっぴ

第14号（2018年2月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。
当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。
この広報誌を通じ、当センターの事業への理解や周知につながれば幸いです。

「無料・低額診療制度」についてご紹介します。

「無料・低額診療制度」は、社会福祉法第2条第3項の規定に基づき、経済的理由により適切な医療受診が困難な方々が、無料または低額料金で診療を受けられる制度です。

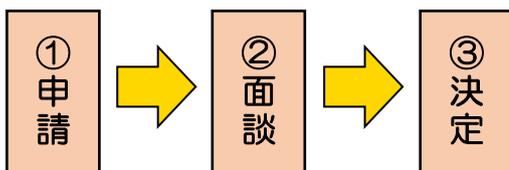
どこの医療機関でも利用できる制度ではありません。多久市内では、東多久町の『多久生協クリニック』がこの制度を利用できる医療機関となっていますので、今回はこちらも併せてご紹介します。



どんな人が利用できるの？

- 失業していて収入が無い、または低所得（年金含む）である。
- 病気や障害で仕事ができなくなった。
- その他、医療費のお支払いについて困っていることがある方など。

◆ 利用方法



- ①申請：多久生協クリニック受付窓口へ申し出をします。
- ②面談：担当者より生活事情等の聞き取りが行われます。
- ③決定：多久生協クリニックで検討会議を行い、認められると、この制度が利用可能になります。

※制度利用が認められなかった場合でも、受診自体ができなくなるわけではありません。

※お問合せだけでも大丈夫です。まずはご相談ください。

「無料・低額診療制度」についてのお問合せ・ご相談は、
『多久生協クリニック』または『多久市生活自立支援センター』までご連絡下さい。

『多久生協クリニック』 ☎ 0952-76-3177

多久市東多久町大字別府3245-5

【診療時間】月・水 … 9:00～13:00 / 14:00～18:30

火・金 … 9:00～13:00 / 14:00～17:00

木・土 … 9:00～13:00（午前のみ）

【休診】日・祝



多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）
【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590
【相談時間】平日 8:30～17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始
北島（主任相談支援員）・陣内（自立相談支援員）・小野原（家計相談支援員）

文責：陣内（自立相談支援員）